

別表十六(八)
「一括償却資産の損金算入に関する明細書」

記載要領
はこちら



一括償却資産の対象資産とは、令第133条の2第1項《一括償却資産の損金算入》に規定する減価償却資産で取得価額が20万円未満であるもの（貸付け（主要な事業として行われるものを除きます。）の用に供したものと及び一定のものを除きます。）をいいます。

「事業の用に供した事業年度1」

一括償却資産を事業の用に供した事業年度を左の欄から古い順に記載します。

「同上の事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額2」

事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額（以下この別表の留意点において「一括償却対象額」といいます。）を記載します。

なお、法人が事業の用に供した取得価額が20万円未満の減価償却資産のうち、どの減価償却資産を一括償却の対象にするかは、法人の選択によります。

おって、一括償却の対象とする場合には、一括償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告書又は中間申告書に一括償却対象額の記載があり、かつ、その計算に関する書類を保存していることが必要です。

「当期の月数3」

当期の月数を記載します（事業の用に供した日以後の月数ではありません。）。

なお、仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合には、一括償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度においては6月ではなく当期の月数を記載し、翌期以後の事業年度においては6月と記載します。

「前期からの繰越額8」

前期のこの別表の「翌期への繰越額10」の金額を記載します。

「同上のうち当期損金認容額9」

当期に損金算入不足額がある場合において、前期から繰り越された損金算入限度超過額があるときは、その損金算入不足額に達するまでの金額を記載します。

事業の用に供した事業年度	1	・	・	・	・	・	・	（当期分）
同上の事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額	2	円	円	円	円	円	円	
当期の月数 （事業の用に供した事業年度の中間申告の場合は、当該事業年度の月数）	3	月	月	月	月	月	月	
当期分の損金算入限度額 （2）×（3） 36	4	円	円	円	円	円	円	
当期損金経理額	5							
損金算入不足額 （4）－（5）	6							
引 損金算入限度超過額 （5）－（4）	7							
前期からの繰越額	8							
同上のうち当期損金認容額 と（8）のうち少ない金額）	9							
翌期への繰越額 （7）＋（8）－（9）	10							

【チェックポイント】

一括償却資産を事業の用に供した事業年度後の事業年度においてその全部又は一部につき除却等の事実が生じたときであっても、3年償却の損金算入計算を続けなければならないところ、残額を除却損等として一時の損金としていませんか。